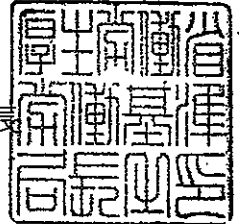


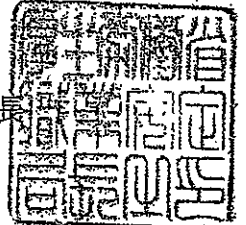
基発第0331024号
職発第0331040号
能発第0331004号
平成18年3月31日

独立行政法人雇用・能力開発機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局長



厚生労働省職業安定局長



厚生労働省職業能力開発局長



「雇用保険三事業助成金不正受給・不適正支給防止マニュアル（各支給機関用）」
の送付について

雇用保険三事業に係る各種助成金の不正受給・不適正支給防止対策については、平成17年4月1日付け職開発第0401007号・職建港発第0401010号「雇用保険三事業助成金不正受給・不適正支給防止マニュアル（第三版）」及び平成17年4月1日付け能育発第0401003号「「雇用保険三事業助成金不正受給・不適正支給防止マニュアル」について」により、担当部長宛通知し、これに基づき不正受給・不適正支給の防止に取り組んでいただいているところである。

雇用保険三事業に係る各種助成金は、事業主の拠出する雇用保険料を基に、失業の予防、雇用状態の是正、雇用の機会の増大、労働者の能力の開発及び向上等を目的として、事業主等に対して支給されるものであるが、その事業の効率的な実施や予算の適正な執行等については、経済財政諮問会議やマスコミ等において指摘がなされ、国民からも大きな関心を寄せられているところである。

このような中、雇用保険三事業の助成金の不正受給や不適正支給に関しても、

国民からの信頼を損なわないよう、引き続き適切に対処していくことが必要である。

については、今般、雇用保険三事業における助成金の整理合理化を行ったことに加え、都道府県労働局以外の支給機関（以下「各支給機関」という。）が支給する雇用保険三事業の助成金についても、より一層不正受給及び不適正支給の防止の徹底を図る観点から「雇用保険三事業助成金不正受給・不適正支給防止マニュアル（第三版）」の内容について、必要な見直しを加えつつ、各支給機関専用のものと位置付けた「雇用保険三事業助成金不正受給・不適正支給防止マニュアル（各支給機関用）」（以下「各支給機関用マニュアル」という。）を作成し、下記により平成18年4月1日から実施することとしたので、これに基づき不正受給・不適正支給防止について万全を期されたい。

なお、各支給機関用マニュアル中別添「各助成金の不正受給に係る審査基準」については、独立行政法人雇用・能力開発機構が支給する助成金に係る部分を抜粋して掲げている。

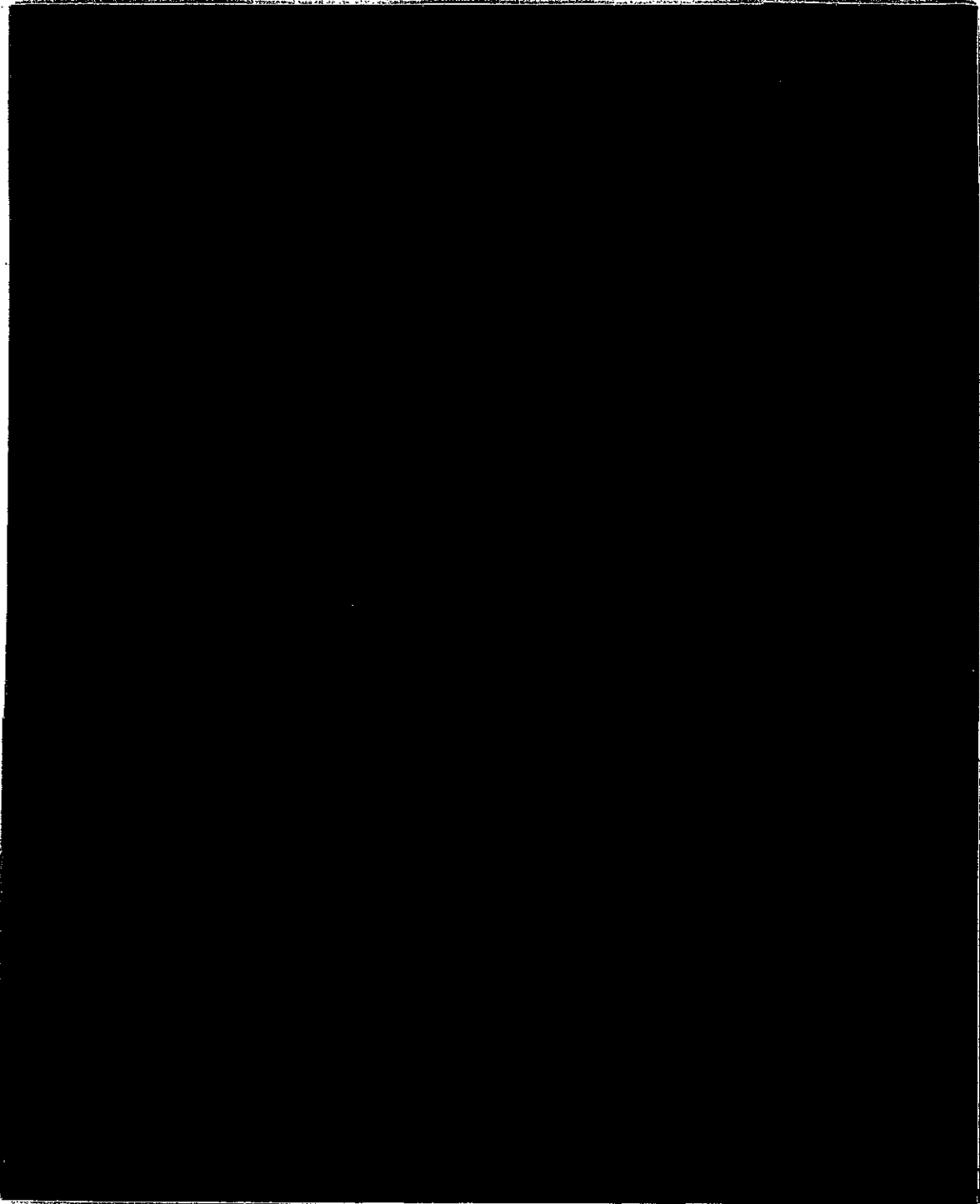
当マニュアルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号イに該当する不開示情報に当たるので、その取扱いには十分に留意されたい。

記

「雇用保険三事業助成金不正受給・不適正支給防止マニュアル（各支給機関用）」を別添のとおり定める。

雇用保険三事業助成金不正受給・不適正支給防止マニュアル

(各支給機関用)



(次頁以降は、合計
36頁分、全部防不開示
であり、添付を省略)